５　流域森林・林業活性化への取組

（１）森林の流域管理システムについての概要

森林の流域管理システムとは、森林を管理する上で合理的な地域の広がりである流域（全国158 流域、全道 13 流域）を基本単位として流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者等の多様な関係者の協議・合意の下に、その流域の特性に応じた、民有林・国有林を通じた適切な森林整備と林業等の活性化を図るものです。

平成３年度改正の森林法で森林の流域管理システムが林政の柱として位置づけられ、推進体制整備のため十勝流域森林・林業活性化センターが設立、「十勝流域林業活性化基本方針」を策定し活動を開始しました。更に、森林・林業・木材産業の活性化に向けての重点的取組方向・具体的取組・年度別事業計画をとりまとめた「十勝流域森林・林業活性化実施計画書」を策定し、流域活性化に向けた取組を行っています。

（２）主な取組

①　担い手育成事業（林業体験学習）

林業・木材産業に興味・関心を持つ人や就職・転職を希望する人に対して、就業への意欲促進を図っています。

特に、次世代の林業の担い手として、森林・林業を学ぶ帯広農業高校森林科学科の生徒を対象に、林業や木材産業、森林土木の現場見学や林業体験等に取り組んでいます。

②　森林認証検討事業

地域材の付加価値の向上、無秩序な伐採の抑制、再造林の推進等を通じた林業･木材産業の振興を図るため、地域が一体となった森林認証の取得及び認証材の普及を進めています。

また、とかち森林認証協議会と連携して「十勝管内森林認証に関する勉強会」を開催するなど、森林認証の活用方法を検討しています。

十勝管内森林認証に関する勉強会

開催日	内容
令和 6 年 2 月 5 日	①　森林認証は地域振興策 講師：ゆず企画 ②　森林づくりの担い手を確保するために 講師：一般社団法人北海道造林協会 北海道森林整備担い手支援センター
令和 5 年 3 月 1 日	①建築への森林認証材の利用の現状 講師：株式会社シェルター ②動き出した日本の森林認証！その課題と展望 講師：一般社団法人緑の循環認証協議会

③　十勝緑化推進協議会事業（補助）

緑化運動を推進することによって森林資源の造成、国土の保全及び環境緑化をはかっています。「森だくさん事業」や「十勝げんきの森・体感事業」などの助成事業を通じた、各地域での環境緑化活動や自然観察会などの人材育成並びに小・中学校での森林環境教育などの推進をはじめ、緑の募金活動や緑化普及宣伝活動を行っています。

十勝緑化推進に委員会による助成事業

	R2	R3	R4	R5	R6
森だくさん事業	8 市町村 9 事業	8 市町村 9 事業	8 市町村 9 事業	8 市町村 9 事業	9 市町村 10 事業
十勝げんきの森・体感事業	0 事業	1 市町村 2 事業	0 事業	1 市町村 2 事業	1 市町村 2 事業

緑の募金活動

緑化普及宣伝活動（木工体験）

６ 林業担い手対策

（１）林業労働者数

管内の林業労働者数は、概ね横ばいで推移する中、年齢構成は 60 歳以上の割合が高い状態が続いています。

持続的な森林整備を進めるためには、今後増加する高齢者の退職に備え、新たな担い手の育成・確保を図ることが重要となっているため、十勝流域森林・林業活性化センターや地域の事業体と行政機関で構成される十勝地域林業担い手確保推進協議会と連携して、就職相談会や林業体験などのイベントを開催し、就業先としての林業のＰＲに取り組んでいます。

十勝管内の林業従事者数の推移（人）

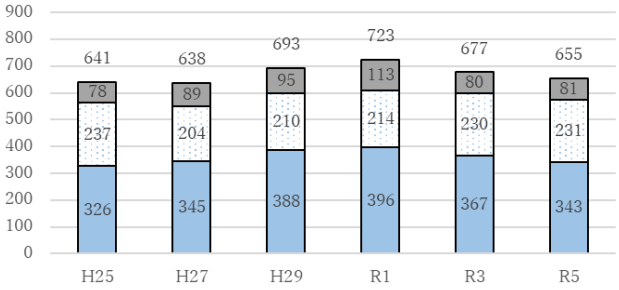

十勝管内の林業従事者年齢構成の推移（人）

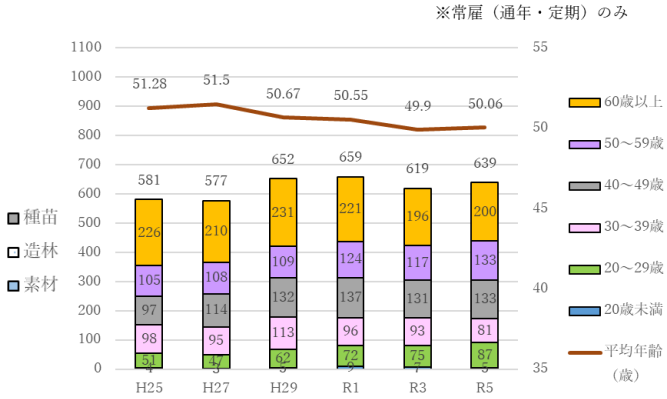

資料：令和５年度林業労働実態調査

（２）北海道立北の森づくり専門学院との連携

令和２年４月に開校した北海道立北の森づくり専門学院では、林業・木材産業の即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成しています。

十勝管内で実施される学院の長期就業実践実習や短期就業体験実習では、管内の林業・木材産業の事業体が学院生を受け入れているほか、十勝地域林業担い手確保推進協議会北森カレッジ部会が中心となって地域見学実習に協力するなど、地域が一体となって学院と連携した取組を行っています。

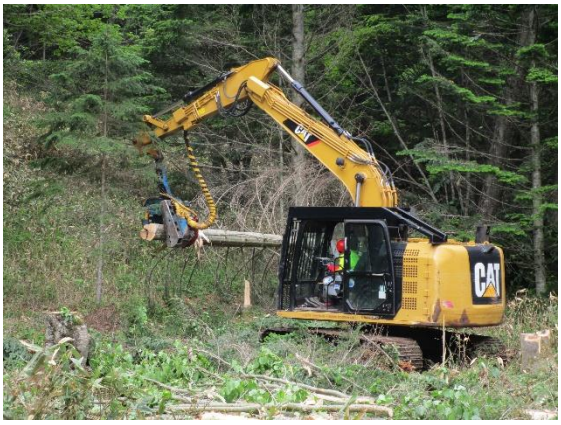

長期就業実践実習

地域見学実習

（3）林業労働安全

林業の労働災害の発生率は、他産業に比べて高い状態にあります。

労働災害を防ぐためには、労働者の安全確保や労働負荷を軽減するなど、林業現場の労働環境の改善が必要であり、高性能林業機械の導入や、作業員の安全装備等の普及促進などの安全衛生対策が推進されています。

また、林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部と連携して、合同安全パトロールを実施し、作業現場の問題点を洗い出すことで災害を未然に防ぐ取り組みを行っています。

高性能林業機械

安全パトロール

Ⅱ 公益的機能の維持増進

１ 林地の適正な開発

（１）林地開発許可制度の役割

森林の無秩序な開発を防止し、林地の適正な利用を確保して森林の持つ公益的機能を維持するため、森林法の中に林地開発許可制度があります。この制度では、１ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）を超える森林を開発しようとする者は知事の許可を受けなければなりません。

許可の基準としては、開発行為により災害や水害が発生しないこと、森林が持っている水源をかん養する働きや開発地周辺の環境に著しい影響を与えないことなどが定められています。

事業場の設置（建設機械の試験場）

【浦幌町】

（２）林地開発の現状

過去５年の新規許可は件数 46 件、面積 199ha となっています。年度によって増減がありますが、近年は減少傾向にあり、開発目的は農用地の造成が主なものとなっています。

【資料 ： 令和7年3月31日現在　林地開発許可事務実施状況（～R6）】

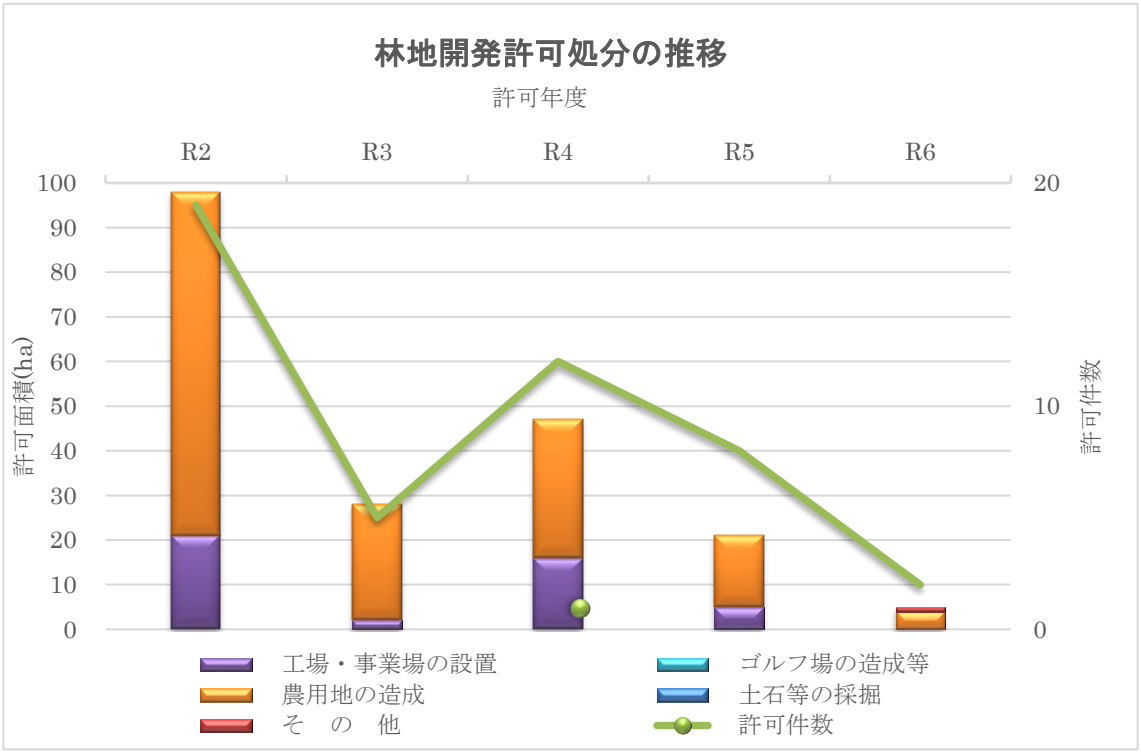

※十勝総合振興局における新規許可処分件数

２ 保安林

（１）保安林の機能と役割

森林は、木材生産の場だけでなく、国土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全、森林レクリエーションの場の提供などの公益的機能を持っており、近年、このような機能に対する関心はますます高まりを見せています。

森林法では、公益的機能を発揮させる必要のある森林をその目的に応じ 17 種類の保安林に指定し、適切な施業によって保安機能を確保します。

防風保安林【更別村】

（２）保安林の現状

管内の保安林は、北部の山地には主として水源かん養保安林、日高山脈周辺には土砂流出防備保安林、内陸平坦部には防風保安林、太平洋沿岸には防霧保安林、国道、道道などの急傾斜地には土砂崩壊防備保安林が配備されています。

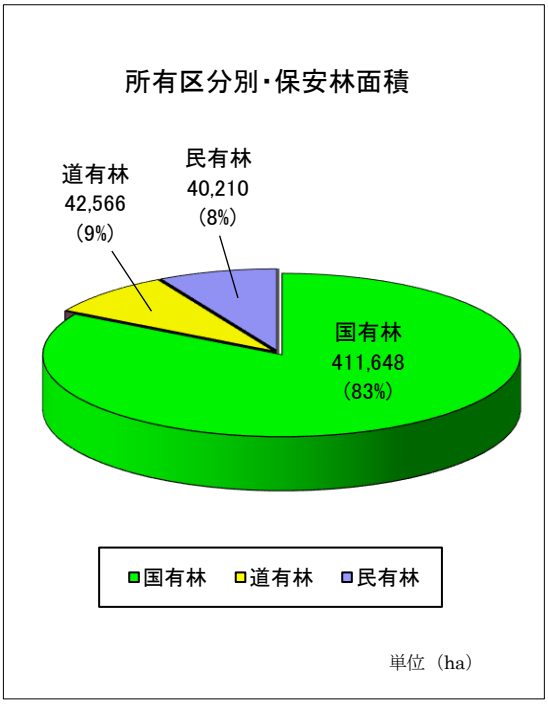

（資料：令和6年3月31日現在　北海道林業統計）

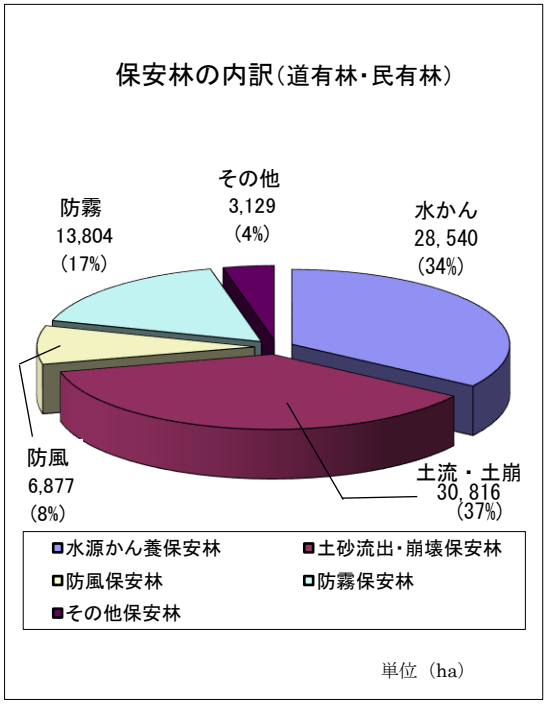

（資料：令和6年3月31日現在　北海道林業統計）

３　治山

山地治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水資源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つです。

十勝管内は、広大な十勝平野を潤す大小 200 あまりの中小河川が十勝川へ注ぎ、内陸丘陵地帯の急傾斜面が多いことから、少ない降水量で浸食崩壊が発生しやすい地質となっています。

さらに近年は、局所的豪雨が多発傾向にあることから、流域における事前防災・減災に向けた「緑の国土強靱化」・「５か年加速化計画」を推進し、山地災害からの復旧対策はもとより、予防対策や森林の維持造成についても意識しながら計画を樹立し、安全で安心してくらせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり、身近な自然の再生等、多様で豊かな環境づくりを目的として、地域森林計画に基づき効率的かつ緊急性の高いものから実施しています。

また、治山施設整備と併せて、地球温暖化防止対策に向けた低炭素社会の構築や、水資源の確保など、社会情勢の変化に適応した森林の持つ多面的機能の高度発揮、機能の低下した保安林の整備や個別施設計画に基づいたインフラ長寿命対策などのほか、山地防災情報整備などのソフト対策にも取り組んでいます。

既存施設を有効活用して、機能強化及び老朽化対策を行い、防災機能の維持強化を行う。

浦幌町字常富

渓流内の流木危険木を除去するとともに、流木捕捉施設を設置し、流木に起因する災害を未然に防止する。

足寄町里見が丘

気象条件が厳しい箇所では、針広混交林や複層林などの森林造成を行い、風害・飛砂・潮害等の防備軽減を行う。

大樹町字旭浜

森林の防風機能を高度に発揮させ、風速緩和や気温、湿度、蒸発等の気象要素を改善し農作物の保護を行う。

幕別町字駒畠

4 林野火災

林野火災は、ひとたび発生すると地形・気象・水利条件などにより消火活動が困難になることが多く、大きな被害をもたらすことが少なくありません。

北海道の林野火災対策は、北海道地域防災計画に基づき実施されていますが、貴重な資源である森林を守るために、各市町村の林野火災予消防対策協議会と密接な連携のもとに、山火事予防意識の啓発や消火資機材の配付など、予消防対策を積極的に推進しています。

林野火災発生状況(5ヵ年)　　(十勝管内)

区分／年別	原因別出火件数														被害内容	
	造林地拵	開墾準備	害虫駆除	焼畑	採草改良	たばこ・マッチ	たき火	火遊び	ごみ焼	林業機械	落雷	その他	不明	合計	被害面積(ha)	被害金額(千円)
令和6年									8				2	10	10.17	―
令和5年						1			4	1	1	7	5	19	53.07	2,352
令和4年						1			2		1		3	7	13.33	20
令和3年			1						2				1	4	13.08	245
令和2年									3				4	7	15.93	19,051

Ⅲ　木育の推進

1　木育

「木育」とは、平成17年に道民の皆さんや道庁が一緒になって検討を進めた『木育（もくいく）』プロジェクトにおいて提案された、子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組です。

北海道の木育
Hokkaido mokuiku

（1）木育マイスター

北海道では木育を普及させる専門家として、「木育マイスター」を認定しています。

森林空間活用や木工など、それぞれ強みのある専門知識を持ち、企画力やコーディネート力を活かしながら、木育プログラムの企画立案や運営のプロデュースなどを行います。

令和７年１月までに全道で 413 名の木育マイスターを認定し、十勝には 35 名の木育マイスターが在住しています。

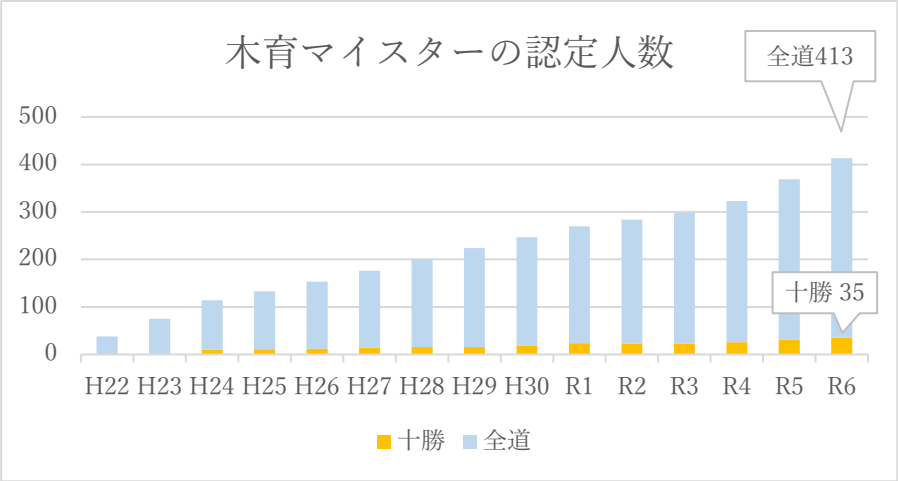

【内訳】

帯広市	13
音更町	3
士幌町	2
上士幌町	5
新得町	2
芽室町	1
大樹町	4
池田町	2
足寄町	3

また、十勝管内在住の木育マイスターを中心に組織された「十勝木育マイスターの会」では、情報交換や交流会などを実施しています。林業関係者や教育関係者、地域おこし協力隊など様々な背景を持った木育マイスターは、各々特色ある活動をしながらも、こうしたつながりをスキルアップや活躍の場を広げることに活かしています。

交流会に合わせて行われた木製遊具製作過程の見学

管内の木育関係者が集って開催した木育イベント

（２）十勝の木育

十勝管内では、木育マイスターが市町村や教育機関、企業等の様々な主体と連携し、幅広い年代への木育に取り組んでいます。北海道ではこうした木育活動を支援しながら、「道民の理解の促進」「青少年の学習機会の確保」「道民の自発的な活動の促進」を図っています。

大人も楽しめる木の精油を使ったプログラム

小学生を対象にした森林や林業に親しんでもらうプログラム

木育を学んだ大学生が、子供たちを相手に木育を実践

２　ほっかいどう企業の森林づくり

北海道では、社会貢献活動として森林整備に取り組んで頂ける企業や団体等と、企業等の支援を受けて協働による整備を希望する市町村等の森林所有者の橋渡しを行うことで、道内の森林整備を促進し、森林の持つ多様な役割を高めていく取組を行っています。

平成 19 年度にスタートしたこの取組により、令和 6 年度までに全道で 84 件の協定が締結され、十勝管内では 3 件が締結されています。

ほっかいどう
企業の森林づくり